

65歳以上の労働者への雇用保険の適用拡大について

平成 29 年 1 月 1 日から、65 歳以上の労働者について雇用保険の適用が拡大されます。今まで 65 歳以後になって新たに雇用された場合、雇用保険に新規加入できませんでしたが、雇用保険法が改正され雇用保険の適用要件（週の所定労働時間が 20 時間以上であり 31 日以上雇用見込があること）に該当すれば「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象になります。また、毎年 4 月 1 日時点で 64 歳以上の労働者は雇用保険料が免除されてきました。暫定措置として免除廃止の予定日は平成 32 年 4 月 1 日となっています。平成 32 年 3 月までは、65 歳以上で新規加入する人も含め免除になります。平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の従業員を雇用した場合、事業所所轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出しなければなりません。在籍中の従業員で入社時に 65 歳以上だったため雇用保険の対象外だった人は、平成 29 年 3 月 31 日までに資格取得手続きが必要となります。いままで 65 歳以降に雇用されて離職し求職活動をして高年齢求職者給付金は受給できませんでしたが、支給要件を満たせば「高年齢求職者給付金」を受給できるようになります。また、今回の法改正により 65 歳以上の「高年齢被保険者」も要件を満たせば「介護休業給付金」（両親の介護・配偶者の介護・兄弟姉妹の介護）の支給対象となります。

【高年齢求職者給付金】

被保険者であった期間が 1 年以上の場合：基本手当日額の 50 日分
被保険者であった期間が 6 ヶ月の場合：基本手当日額の 30 日分
基本手当日額は、離職前 6 ヶ月の賃金総額を 180 で割った額のおよそ 50%～80%

【介護休業給付金】

支給額：休業開始時の賃金日額×支給日数×67%
賃金日額：介護休業開始前 6 ヶ月間の賃金を 180 で割った額
対象家族 1 人につき通算 93 日分を 3 回まで分割して取得が可能

平成 29 年 1 月 1 日

西京インテリジェンスパートナーズ株式会社

2 級ファイナンシャル・プランニング技能士 要田俊彦